

ものづくり企業の“戦略的な販促活動”を応援します！

平成28年度

ものづくり新販路開拓補助金

募集要項

平成28年3月

公益財団法人新潟市産業振興財団

1 制度の目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（通称：新潟 I P C 財団）では、新潟市内の中小企業者の戦略的な販路開拓に向けた取り組みを促進し、企業の持続的な発展や地域産業の活性化につなげるため、それら取り組み（一次産品、加工食品及びサービスに係る取組みを除きます）を広く募集し、新たなビジネスチャンスの獲得等が期待できるものに対し、必要な経費の一部を補助します。

2 制度の概要

(1) 補助対象者

以下の全てを満たすことが必要です。

- ① 新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業者の定義については、【別表 1】をご覧ください）
- ② 当財団の「I P C ビジネスマッチングサイト」に会員登録している者
- ③ 新潟市税の未納が無い者
- ④ 【別表 2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者

(2) 補助対象事業

- ・「自社のアイデアや技術により開発した商品」の新たな販路拡大に向けた取り組み
- ・「自社の加工技術」の新たな販路拡大に向けた取り組み

※ 上記いずれかの取組みで、下記①～④の条件を全て満たす取組みが対象となります（いずれも顧客、外部専門家、支援機関など社外の人的資源を活用する取組みであることが望ましい）。

- ① 新たな販路の開拓に向けた具体的な目標を明確に示していること（自社開発商品の新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシ作成、等）
- ② 販路拡大を行う商品や技術が一次産品、加工食品及びサービスに係る取組みでないこと
- ③ 補助対象期間内に事業を完了させること
- ④ 以下に該当しないこと
 - ア 本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けている、または受けることが決まっている
 - イ 事業内容が射幸心をそそるおそれがある、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある、公的な支援を行うことが適当でないと思われる

(3) 補助内容

補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助します。

① 補助率、補助限度額及び補助対象期間

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内（ただし、過去 5 か年度以内に本補助金制度を利用したことのある企業は、補助対象経費の 2 分の 1 以内）
補助上限額	2 0 万円
補助対象期間	上期：交付申請日（4 月）～平成 2 8 年 9 月 3 0 日（金） 下期：交付申請日（9 月）～平成 2 9 年 2 月 2 8 日（火）

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額です。

② 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件を全て満たすもので次の表に掲げるものです。

- ア 使用目的が本事業の遂行に必要であることが明確に特定できる経費
- イ 交付申請日以降に発生し、事業期間中に支払われた経費
- ウ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

経費区分	種別	適用範囲等
販促物製作費	原材料費	販促物やサンプル品製作にかかる資材等の購入に要する経費
	外注・委託費	デザイン構築、ポスター・チラシ・カタログ・映像・サンプル製作等、販促物製作の一部を第三者に外注や委託するために支払われる経費
販促活動費	広告掲載費	専門誌、雑誌等へ広告を掲載するために支払われる経費
	外注・委託費	市場調査等についてコンサルタント会社を活用する等、販促活動の一部を第三者に外注や委託するために支払われる経費
その他の経費		消耗品費、専門家謝金等、事業の遂行に必要な経費の内、上記に該当しない経費

※消費税及び地方消費税、銀行口座等振込手数料は補助対象外です。

※事業計画における自社開発商品又は自社技術の新たな販路へ向けた広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される場合は補助対象となりません。

※補助事業に関連するホームページ作成（ネット販売システムの構築等）費用は補助対象となりますが、他者の構築するシステムの使用料等、直接の販売行為と関連した経費は補助対象となりません。

※補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）と同一の経営者である事業者または同一連結決算対象の事業者の製品の調達等に係る経費は補助対象外です。

3 事業の流れ

事業、手続きの流れの一例です（申請内容によって、変更になる場合があります）。



4 申請の手続き

補助金の交付を申請する場合は、(1) エントリー期間内にエントリーシートを提出いただき、(2) 訪問ヒアリングを受けることで、(3) 補助金交付申請が可能となります。

(1) エントリー

エントリー 期 間	上期：平成 28 年 3 月 15 日（火）～平成 28 年 4 月 15 日（金）午後 5 時 30 分 下期：平成 28 年 8 月 15 日（月）～平成 28 年 9 月 15 日（木）午後 5 時 30 分 <u>※エントリーシートを後記「12 相談及び申請受付窓口」にご提出ください。</u>
--------------	---

(2) 訪問ヒアリング

当財団プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）又は当財団スタッフが訪問し、エントリーシートの内容に関する「ヒアリングシート」の作成、(3) 補助金交付申請時に作成いただく書類についてご説明します。

(3) 補助金交付申請

エントリーシートを提出した上で訪問ヒアリングを受けなければ、補助金交付申請を行うことはできませんのでご注意ください。

申請書類 提出期間	上期：平成 28 年 4 月 1 日（金）～平成 28 年 4 月 28 日（木）午後 5 時 30 分 下期：平成 28 年 9 月 1 日（木）～平成 28 年 9 月 30 日（金）午後 5 時 30 分 <u>※下記提出書類を、後記「12 相談及び申請受付窓口」に必ず持参してください。郵送での提出は受理できません。</u>
提出書類	① 補助金交付申請書（別記様式第 1 号） 1 部 ② 事業計画書（別紙 1） 1 部 ③ 収支明細書（別紙 2） 1 部 ④ 対象者であることの証明 1 部、写し可 資本金額が要件を満たす場合：商業登記の写し（直近 6 ヶ月以内のもの） 従業員数が要件を満たす場合：健康保険加入者数を確認できる書類等 ⑤ 直近 1 ヶ年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） 1 部 個人の場合：直近 1 ヶ年分の確定申告書の写し 1 部 ⑥ 直近の「新潟市制度用納税証明書」 1 部（写しは不可） ※証明書交付窓口は、後記「13 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧」をご参照ください。 ⑦ 収支明細書で単価 10 万円以上の経費の算出根拠となる書類 各 1 部 見積書又は単価表（無い場合は算出根拠となる資料）の写し等

5 交付可否の決定

(1) 審査方法

補助金の採択審査は、提出書類及びヒアリングシートについて、次の表「審査の観点」に基づき、外部有識者等により構成される「審査委員会」において行います。審査委員会は書面に基づいてのみ行われ、非公開です。

審査の観点

1. 基礎審査
次の要件を全て満たすものであること（要件を満たさない場合には、その後の審査を行いません）。
① 「2（1）補助対象者」、「2（2）補助対象事業」の要件に合致すること
② 販促活動の目的を明確に定めていること
③ 販促活動の目的達成に向け妥当な取組であること
④ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること
2. 加点審査
以下の項目に基づき審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。
① 新たなビジネスチャンスの獲得への期待度
② 持続的な経営効果への期待度
③ 地域、業界への波及効果

(2) 結果の通知

申請者全員に対し、採択または不採択の結果を通知します。

(3) その他

原則、当財団の他の補助金と重複して採択しません。ただし、当財団が実施する「試作品チャレンジ補助金」及び「見本市出展補助金」であって、別期間中に実施するものは除きます。

6 中間ヒアリング

補助事業が完了するまでの間、補助事業者に対し、PMが必要に応じ外部専門家を交え進捗状況についてヒアリングを行います。

7 実績報告

補助事業の完了後、報告期限までに次の書類を提出してください。

報告期限	次のいずれか早く到来する期日 ・補助事業の完了日から30日以内（初日不算入）の末営業日 ・上期は平成28年10月14日（金）、下期は平成29年3月15日（水）
提出書類	① 事業報告書 1部 ② 事業報告書の補足資料 1部 ③ 収支明細書 1部 ④ 補助対象経費の支払いに係る請求書またはその写し 各1部 ⑤ 補助対象経費の支払いに係る領収書、振込書等またはその写し 各1部

8 補助金額の確定、交付

(1) 実績報告会

実績報告書類の内容に対し、前述の「審査委員会」と同様の構成で設置する「実績報告会」において、補助事業者より報告していただきます。補助金額は、実績報告会で審査を行った後、確定し、文書で通知します。

(2) 補助金の交付

補助金額の確定通知後、補助金を支払います。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、以下の事項を留意、順守してください。

(1) 計画変更

補助事業の内容または予算を変更しようとするときは、変更が軽微（※）である場合を除き、補助事業変更申請書（別記様式第4号）及び関係書類を提出する必要があります。

※軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ・補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- ・収支明細書において、新たな経費区分を追加する変更ではないもの

(2) 関係書類の整備及び保存

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業が完了した会計年度の終了後、5年間保存してください。

(3) 情報の公表

補助事業の期間中、補助事業に関する情報は、原則、非公表とします。

補助事業完了（補助金交付）後は、原則、補助事業者及び補助事業の名称などを当財団のホームページ等において公表します。

(4) 成果の公表

補助事業の完了後、補助事業者の了解が得られる場合は、補助事業の成果の全部又は一部を公表します。また、補助事業完了後、当財団の求めに応じて、補助事業の成果報告及び成果の公表等へ協力していただきます。

(5) 事業化状況の報告

補助事業の完了後、当財団の求めに応じて、事業化の状況等についての報告をしていただきます。

10 様式等

様式等は、当財団ホームページからダウンロードできます。

当財団 ホームページ <http://niigata-ipc.or.jp/>

11 その他

申請にあたっては、「公益財団法人新潟市産業振興財団補助金交付要綱」を必ずご覧ください。

また、ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

12 相談及び申請受付窓口

公益財団法人新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 N E X T 21 12階

T E L : 025-226-0550 F A X : 025-226-0555 E - m a i l : info@niigata-ipc.or.jp

13 新潟市制度用納税証明書 交付窓口一覧

詳細については、新潟市市税事務所市民税課管理・証明係にお問い合わせください。

担当係及び名称	所在地等
市税事務所 市民税課 管理・証明係	新潟市中央区学校町通1-602-1 TEL: 025-226-2243
北税務センター	新潟市北区葛塚3197 TEL: 025-387-1205
東税務センター	新潟市東区下木戸1-4-1 TEL: 025-250-2510
江南税務センター	新潟市江南区泉町3-4-5 TEL: 025-382-4105
秋葉税務センター	新潟市秋葉区程島2009 TEL: 0250-25-5311
南税務センター	新潟市南区白根1235 TEL: 025-372-6160
西税務センター	新潟市西区寺尾東3-14-41 TEL: 025-264-7511
西蒲税務センター	新潟市西蒲区巻甲2690-1 TEL: 0256-72-8266
北区北出張所	新潟市北区松浜1-7-9 TEL: 025-387-1705
東区石山出張所	新潟市東区石山1-1-12 TEL: 025-250-2820
中央区東出張所	新潟市中央区蒲原町7-1 TEL: 025-223-7502
中央区南出張所	新潟市中央区新和3-3-1 TEL: 025-223-7552
江南区横越出張所	新潟市江南区横越中央1-1-1 TEL: 025-382-4283
秋葉区小須戸出張所	新潟市秋葉区小須戸120-5 TEL: 0250-25-5710
南区味方出張所	新潟市南区味方1544 TEL: 025-372-6805
南区月潟出張所	新潟市南区月潟535 TEL: 025-372-6905
西区黒埼出張所	新潟市西区大野町2843-1 TEL: 025-264-7760
西区西出張所	新潟市西区内野町415-1 TEL: 025-264-7705
西蒲区岩室出張所	新潟市西蒲区西中860 TEL: 0256-72-8814
西蒲区西川出張所	新潟市西蒲区旗屋585-1 TEL: 0256-72-8752
西蒲区潟東出張所	新潟市西蒲区三方1 TEL: 0256-72-8862
西蒲区中之口出張所	新潟市西蒲区中之口626 TEL: 025-375-2712

【別表 1】

<p>(中小企業者の定義) 中小企業者とは、会社および個人であって、次のものが該当します。</p> <p>①資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下のもので、製造業、建設業、運輸業その他の事業 (②～④以外) を主たる事業として営むもの。</p> <p>②資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下のもので、卸売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>③資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下のもので、サービス業を主たる事業として営むもの。</p> <p>④資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下のもので、小売業を主たる事業として営むもの。</p>
<p>※本事業では、従業員の数に会社役員 (従業員との兼務役員は除く) および個人事業主本人は含めないものとします。また、以下のいずれかに該当する者は、パート労働者として、常時使用する従業員の数には含めないものとします。</p> <p>ア. 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く)。</p> <p>イ. 所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※上記①～④基準を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」として本事業の補助対象者になりません。</p> <p>ア. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業</p> <p>イ. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業</p> <p>ウ. 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者</p> <p>なお、上記アイウで「大企業」を「みなし大企業」に置き換えた場合も対象になりません。</p>

【別表 2】

<p>①法人等 (個人、法人または団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) であるとき</p> <p>②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき</p> <p>③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき</p> <p>④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に避難されるべき関係を有しているとき</p>
